

(平成27年 2月 1日現在)

▲ギガビット通信サービス契約約款 (平成15年経企第128号)

実施 平成15年5月1日

目次

削除

別記

削除

料金表

削除

附則..... 2

附 則（平成15年4月24日経企第128号）

この約款は、平成15年5月1日から実施します。

附 則（平成16年3月29日経企第1289号）

この約款は、平成16年4月1日から実施します。

附 則（平成16年5月27日US第219号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年6月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、第1種ギガビット通信サービスの加入者回線に係るもの（10BASE-T又は100BASE-TXの品目に限ります。）に関する部分、第1種ギガビット通信サービスの優先制御機能に関する部分及び第2種ギガビット通信サービスのプラン2に係るものに関する部分については、平成16年8月1日から実施します。
（契約に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

ギガビット通信サービス契約	第1種契約
臨時ギガビット通信サービス契約	臨時第1種契約

- 3 この附則2の規定によるほか、移行後の契約に係る品目等については、移行前の契約に係る品目等に相当するものとします。
（最低利用期間に関する経過措置）
- 4 この改正規定実施の際現に改正前の規定により適用している最低利用期間は、この改正規定にかかわらず、なお従前のおりとしします。
（継続利用期間に関する経過措置）
- 5 この改正規定実施の際現に改正前の規定により適用している継続利用期間は、この改正規定にかかわらず、なお従前のおりとしします。
（長期継続利用に関する経過措置）
- 6 この改正規定実施の際現に改正前の規定により適用している長期継続利用は、この改正規定にかかわらず、なお従前のおりとしします。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったギガビット通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（損害賠償に関する経過措置）
- 8 この改正規定実施前にその事由が生じたギガビット通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成17年3月25日US第1964号）

この約款は、平成17年4月1日から実施します。

附 則（平成18年9月26日US第942号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は平成18年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成20年7月30日US第800770号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年8月1日から実施します。
（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、次に掲げるものに該当すると当社が認める場合の契約料および工事費の適用については、次のとおりとします。

(1) 従前の契約料及び工事費を適用するもの

ア 平成20年7月31日までに当社に契約の申込みがなされた場合であって、当社が承諾したもの

イ 契約締結前であるが、落札広告や正式な見積り等により、契約料及び工事費の額の適用について外観として当社の意思表示が明確であるもの（(2)に該当する場合を除きます。）

(2) 別に合意した契約料及び工事費の額を適用するもの

ア 契約料及び工事内容の実態に応じた工事費の算定方法について、別に当社と契約者との間で合意がなされているもの

イ 契約締結前であるが、落札広告や正式な見積り等により、契約料及び工事費の額の適用について外観として当社の意思表示が明確であるもの

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成22年6月28日BNSネサ第000053号）

この改正規定は、平成22年7月31日から実施します。

附 則（平成22年9月24日BNSネサ第000124号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。

（契約に関する経過措置）

2 この改正規定実施の際現に改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第1種契約	ギガビット通信サービス契約
-------	---------------

（料金等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（損害賠償に関する経過措置）

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成25年11月22日NSク第300210号）

この改正規定は、平成25年11月25日から実施します。

附 則（平成26年3月25日NSク第300337号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（損害賠償に関する経過措置）

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年1月27日NSク第400406号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成27年2月1日から実施します。

（契約に関する経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているギガビット通信サービスに関する料金その他の提供条件については、なお従前のおりとします。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
(損害賠償に関する経過措置)
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。